

開催年月日 令和5年3月1日（水）

質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員

答弁者 少子高齢化対策監 鈴木 一博

子ども未来推進局長 竹澤 孝夫

子ども子育て支援課長 菊谷 克己

質問内容	答弁内容
<p><b>一 子ども基本法を契機とした自然保育制度の検討などについて</b></p> <p><b>（一）子ども基本法の意義などについて</b></p> <p>私は、子ども基本法が求めているのは、従来型の子育て支援の量的な拡充のみではなく、子どもの目線に立った子育て環境の整備であると私自身は受け止めております。</p> <p>自然保育制度に関し、知事からは、令和4年第1回定例会で、自然環境を活かした保育は大変重要であるとの認識はいただいております。例えば、自然保育制度を導入している先進県や道内自治体の現場の状況などをみると、子どもたちが、年齢を超えて群れながら、大人に与えられた遊びではなく、遊びを自ら遊びこむ場が保障されることによって、子どもたちの成長や自己信頼感、自己効力感、あるいは地域とのつながりが増していることの効果は明らかであり、子ども基本法の求める理念と合致するものと私は考えます。</p> <p>また、子ども基本法の意義は、権利擁護の対策がされる客体としての存在から、権利の主体として位置付けられるべきであることが重要なコンセプトであると認識をしております。道としては、国の機構や予算措置の動向以前に、まず、子ども基本法施行の意義を、北海道の子どもたちの未来のためにどのように捉えているのか、伺います。</p> <p>その上で、私は、現行の少子化対策条例についても、抜本的に見直すべきと考えますが、現時点での道の見解を伺います。</p> <p><b>再一（一）</b></p> <p>取組手法の点検や見直しをするとのことですが、子ども基本法施行目前の今に至って、子どもの権利、利益の尊重の事例として、少子化対策の枠内における中高生や大学生の意見を聞いたという事例を挙げられました。この事例をここで挙げられてしまうこと自体が、少子化対策推進条例の限界を露呈しているのではないかと私は考えます。</p> <p>子ども基本法が求めるものは、道の施策全般に関する子どもや若者の参画の保障であり、子どもの視点も踏まえた道政の検証でもありと私は認識しております。</p> <p>総合政策部、総務部などにも対応方向を質問させていただき予定ですが、現時点で、少子化対策推進条例の抜本的な見直しの必要生の認識がないということは大変危惧するところであります。再度見解を伺います。</p>	<p><b>【子ども子育て支援課長】</b></p> <p>子どもの権利についてでございますが、子ども基本法では、全ての子どもに対する権利の擁護や教育機会の平等、養育環境の確保などが掲げられておりますことから、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに向け、施策を総合的に推進していかねばならないものと認識をしております。</p> <p>道では、これまで、少子化対策推進条例を制定し、子どもの権利及び利益を尊重していくことを掲げ、意見表明機会の確保や審議会への中高生の参画、各種施策に関する大学生との意見交換の実施など各般の取組を進めてきたところでございます。</p> <p>現在、国では、子どもの意見反映の在り方や新たな子ども大綱策定に向けた検討が進められていることから、道としては、こうした議論も踏まえ、これまでの取組手法の点検や見直しを行い、子どもの権利や最善の利益が確保されるよう取組の充実を図ってまいります。</p> <p><b>【子ども未来推進局長】</b></p> <p>子どもの権利に関する取組についてでございますが、現行条例でも、基本理念に子どもの権利及び利益を最大限に尊重することを掲げておりまして、審議会等への子どもの参画のほか、一時保護所における権利ノートを活用した意見表明機会の確保やケアリーダーからの意見聴取など、関連する取組を進めてきているところでございます。</p> <p>国では、子ども基本法を踏まえ、政策の決定過程に子どもの意見を反映させる取組の在り方をはじめ、子ども施策に関する基本方針や重要事項等を定める新たな子ども大綱策定に向け、検討を進めているところであり、道といたしましては、こうした国の動向も注視し、これまでの取組内容の点検や見直しを行いながら、条例で規定している子どもが自らの意見を表明する権利を行使することでき、子どもの意見が適切に社会に反映される環境整備に向けて取組を進めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>【知事総括】</b>  少子化対策に関して「どうしたら子どもが育てられるか」、「どうしたら結婚できるか」など意見表明したことを権利として捉えている状況が、限界であると申し上げております。今のままで全庁的な議論を進めることは足かせにもなりかねませんので、この少子化対策推進条例の見直しに関しては、知事にも伺いたいと思います。</p> <p><b>（二）自然保育制度の検討について</b>  この間、森のようちえん、自然保育などについて再三に渡り議論をしてまいりました。NPO 法人森のようちえんネットワークによりますと、森のようちえんの定義は大変幅広く、そして「森」は、いわゆる森だけではなく、海や川、そして野山、都市公園など幅広いフィールドを指しますし、「ようちえん」はいわゆる完全の幼稚園だけではなく、保育園、託児所、学童保育、自主保育、自然学校、育児サークル、子育てサロン、ひろばなどが含まれます。そこに集う子どもたちの幅広い自然体験活動を指します。</p> <p>こども基本法施行を契機として、私自身は既に道内に多様な形である森のようちえんや自然保育の制度化についての検討を進めるべきと考えます。先日の議会のご答弁では、保育関係者との意見交換をするとのことでしたが、状況はどのようになっているのか伺います。また、既にそれぞれの施設の規模や地域事情などを踏まえて、自然環境を活かした子どもの居場所づくり、保育に取り組んでいる事業所をはじめ、あらゆる形態の森や自然を活用した子どもの居場所づくりについて、認証制度や支援制度について検討すべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p><b>（三）庁内検討について</b>  自然保育の場ということだけでなく、幅広い北海道らしい子育て環境の在り方を議論する場が必要だとずっと申し上げてまいりました。こども基本法に基づいて、これまでの厚労とか文科とか、官か民かなどの縦割りを越えて、協議の場の在り方なども含めて、北海道の子育て環境の在り方についての検討が開始されるべきものと考えますが、庁内検討の場の在り方について、どのように検討すべきと考えるのか伺います。</p> <p><b>【知事総括】</b>  庁内検討の在り方についても、頑なに少子化対策</p>	<p><b>【子ども子育て支援課長】</b>  自然環境を活かした保育についてでございますが、道内の保育所におきましては、国の保育指針が示す健康な心と体、協同性、自然との関わりや生命の尊重などの幼児期の終わりまでに育ってほしい保育目標に向かって、それぞれの施設規模や地域事情を踏まえた特色ある保育に取り組んでいるところでございます。</p> <p>こうした自然保育の取組について、保育団体とも意見交換を行い、事業者がそれぞれの特色をもって保育を実践すべきとの意見や自然と触れ合う体験を実践する際の環境整備や見守り体制など先進事例の情報提供が必要とのご意見も伺ったところでございます。</p> <p>道といたしましては、それぞれの保育所が、本道の豊かな自然の中で、創意工夫をこらしながらサービスを提供していくことが重要であると認識をしております。今後とも、自然を活かした保育の選択肢が広がるよう、道内や各県の先進事例について、保育関係者に対し、積極的に情報提供してまいります。</p> <p><b>【少子高齢化対策監】</b>  子ども政策に関する庁内検討についてであります。今後の子ども政策を進めるに当たりましては、子どもたちの年齢や発達の過程に応じ、あらゆる環境を視野に入れながら、その権利を保障し、制度や年齢の壁を越えた切れ目のない包括的な支援を展開することが重要と認識をいたしております。</p> <p>道としましては、こども基本法の趣旨も踏まえながら、子どもや子育て当事者の参画とその視点に立った政策の企画立案、市町村をはじめ、民間企業やNPO など多様な主体との協働・連携、福祉・教育部局間の更なる連携強化を基本的な視点として、関連計画の統合や児童福祉に関する審議会機能の強化など、業務の見直しや重点化について検討を行いますとともに、関係各部で構成する人口減少問題対策本部少子化対策推進部会を活用しながら、現状の課題や国の新たな対策への対応について協議し、子どもや子育て家庭が抱える様々な課題の解決に向けて、効率的、効果的に関連施策を推進していけるよう検討を進めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>推進部会を活用するのご答弁でしたけども、これは本当に保福で頭をとってやれるのですか。</p> <p>庁内検討の所管のあり方、それと北海道らしい子育て環境を考える視点として、私は森や自然を活かした自然保育の視点は欠かせないと考えますので、庁内検討の在り方や視点についても知事に伺います。</p>	